

大阪府自転車通行空間法定外表示

実施要領（改定版）

平成 29 年 3 月

大阪府道路交通環境安全推進連絡会議

■改定の背景

大阪府道路交通環境安全推進連絡会議では、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 24 年 11 月）（以下ガイドライン）」に基づく自転車通行空間の整備を進めるため、法定外の路面表示等の統一を図ることを目的として「大阪府自転車通行空間法定外表示実施要領（平成 25 年 4 月）」を策定した。大阪府下の各自治体では、同要領に基づいて自転車通行空間における法定外表示等の整備を進めているところである。

一方、平成 28 年 7 月に改定されたガイドラインでは、自転車通行空間に関する各種の法定外表示等を含めた詳細な全国統一指針が示された。このため、大阪府下においても、今後は改定版ガイドラインに準拠して自転車通行空間の整備を進めていく必要がある。

■本要領の位置づけ

本要領は、こうした背景のもと、自転車通行空間の設計を円滑に進めるため、改定版ガイドラインでは明確にされていない事項について、大阪府下における標準仕様等を補足的に示すものである。

■適用の範囲

本要領は、大阪府内の道路管理者および公安委員会がガイドラインに沿って整備する自転車通行空間において法定外表示等の新設、改修する場合に対して適用し、既存の自転車通行部分は適用の範囲外とする。

また本要領は、ガイドラインが改定された場合や整備効果の検証などを受けて、適宜見直しを図っていくものとする。

目 次

1. 本要領が取り扱うガイドラインの補足事項	- 1 -
(1) グレーチング蓋の参考事例	- 2 -
(2) 自転車のピクトグラム及び矢印の形状	- 3 -
(3) 自転車のピクトグラムの設置間隔	- 4 -
(4) 帯状路面表示及び矢羽根型路面表示の参考色番号	- 4 -
(5) 矢羽根型路面表示の形状及び設置間隔	- 5 -
(6) 歩道のある道路の車道混在における外側線の設置	- 6 -
(7) 矢羽根型路面表示の夜間視認性向上策の参考事例	- 7 -
(8) バス停部における注意喚起の路面表示の形状	- 8 -
(9) 府下標準仕様を設けない路面表示の参考事例	- 9 -

1. 本要領が取り扱うガイドラインの補足事項

本要領が取り扱うガイドラインの補足事項は、以下のとおりである。

ガイドラインの目次	本要領での補足事項	頁
Ⅱ. 自転車通行空間の設計		
1. 単路部の設計		
1.1 自転車通行空間の設計の基本的な考え方		
1.1.1 分離工作物		
1.1.2 幅員	(1) グレーチング蓋の参考事例	2
1.1.3 路面等		
1.1.4 道路標識・道路標示、看板・路面表示等	(2) 自転車のピクトグラム及び矢印の形状	3
	(3) 自転車のピクトグラムの設置間隔	4
	(4) 帯状路面表示及び矢羽根型路面表示の参考色番号	4
	(5) 矢羽根型路面表示の形状及び設置間隔	5
	(6) 歩道のある道路の車道混在における外側線の設置	6
	(7) 矢羽根型路面表示の夜間視認性向上策の参考事例	7
1.2 整備形態別の設計		
1.2.1 自転車道		
1.2.2 自転車専用通行帯		
1.2.3 車道混在		
1.2.4 暫定形態		
1.3 特殊部における自転車通行空間の設計の配慮事項		
1.3.1 バス停部の設計	(8) バス停部における注意喚起の路面表示の形状	8
1.3.2 立体横断施設部の設計		
1.3.3 パーキング・メーター等設置区間部の設計		
2. 交差点部の設計		
2.1 交差点部の設計の基本的な考え方		
2.2 交差点部において空間確保に制約がある場合の考え方		
2.3 一般的な交差点の設計		
2.3.1 共通事項		
2.3.2 自転車道(自転車一方通行)		
2.3.3 自転車専用通行帯		
2.3.4 車道混在		
2.3.5 整備形態別の隅角部の設計例		
2.3.6 自転車ネットワーク端部の処理		
2.4 特殊な交差点の設計		
2.4.1 細街路交差点		
2.4.2 三枝交差点		
2.4.3 分離帯による左折導流路のある交差点(常時左折可)		
2.4.4 左折導流路のない左折可の交通規制が実施されている交差点		
—	(9) 府下標準仕様を設けない路面表示の参考事例	9

(1) グレーチング蓋の参考事例

自転車の通行に配慮した集水ます等に用いるグレーチング蓋について、参考整備事例を以下に示す。

【ガイドラインの記載内容（PⅡ-1）】

自転車道や車道端部の路面については、自転車の安全性を向上させるため、平坦性の確保、通行の妨げとなる段差や溝の解消に努め、滑りにくい構造とするものとする。なお、必要に応じて、側溝、街渠、集水ますやマンホールの溝蓋（グレーチング蓋）については、エプロン幅が狭く自転車通行空間を広く確保できるもの、自転車のタイヤのはまり込みを抑制するためグレーチング蓋の格子の形状等を工夫したもの、段差や路面の凹凸が小さく平坦性の高いもの等への置き換えや、スリップによる転倒防止のための滑り止め加工等を行うことが望ましい。

【参考整備事例】

（従来型）



（自転車通行配慮型）



大阪府



堺市



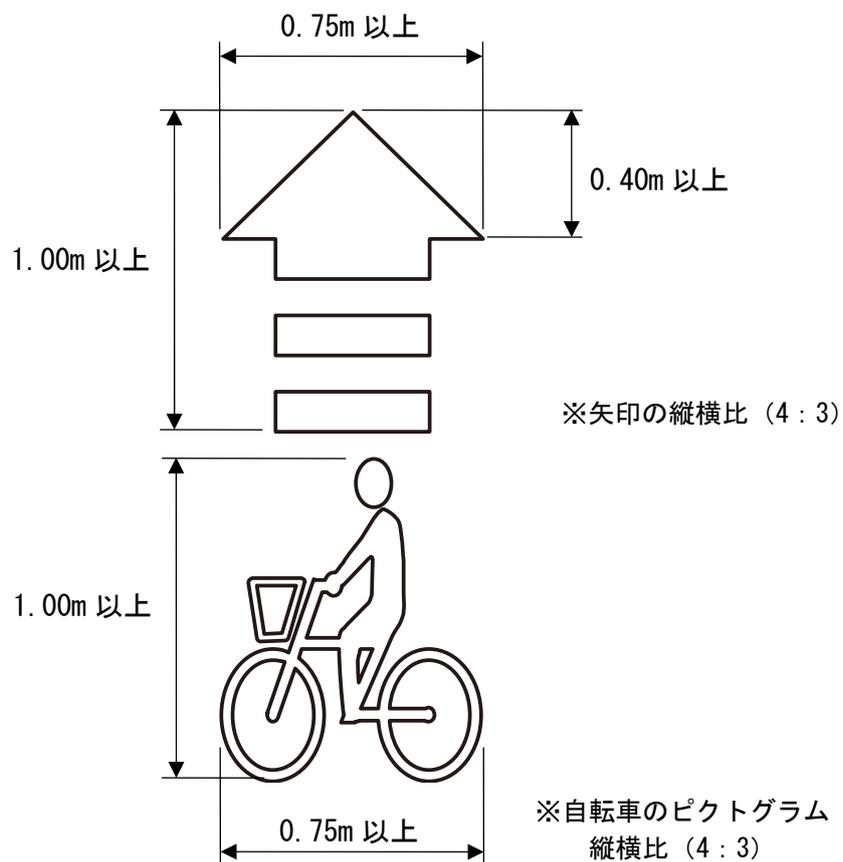
大阪市



(2) 自転車のピクトグラム及び矢印の形状

自転車のピクトグラム及び矢印の形状は、図示のとおりとする。

なお、自転車のピクトグラム及び矢印の幅は 0.75m を標準とし、設置する道路の状況に応じて適宜拡大出来るものとする。ただし、縦横比は固定する。

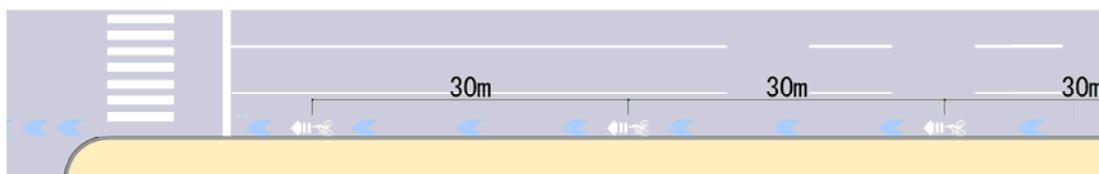


(3) 自転車のピクトグラムの設置間隔

車道混在の整備において設置する自転車のピクトグラムの設置間隔は、30mを標準とする。

【ガイドラインの記載内容（PⅡ-4）】

交差点部の前後や自動車と自転車の交錯の機会が多い区間等に設置することを基本とし、車道混在において矢羽根型路面表示と併用する場合は、単路部では矢羽根型路面表示よりも広い間隔で設置できるものとする。



(4) 帯状路面表示及び矢羽根型路面表示の参考色番号

帯状路面表示及び矢羽根型路面表示の参考色番号を以下に示す。

【ガイドラインの記載内容（PⅡ-5）】

帯状路面表示及び矢羽根型路面表示の色彩は青系色を基本とするが、景観にも配慮して設定するものとする。

【参考整備事例】

日本塗料の番号：65-60P
(堺市)

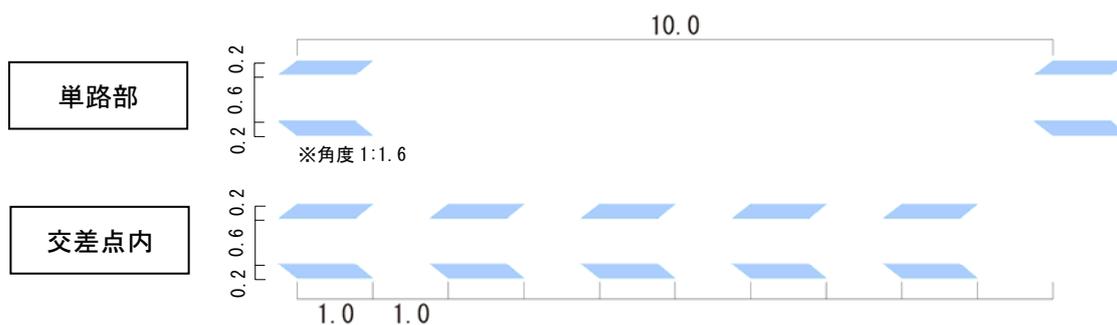


(5) 矢羽根型路面表示の形状及び設置間隔

矢羽根型路面表示の標準仕様は、ガイドラインの規定に準拠する。幅は0.75mを標準とし、車線幅員などに余裕がある場合にはこの限りではない。また、単路部及び交差点部の設置間隔は、図示のとおりとする。



なお、地域の実情に応じて、標準仕様以外に以下を用いることも出来るものとする。



◇標準仕様以外の考え方

・デザイン

路面の凹凸による自転車走行への影響を抑えることを目的として、自転車通行部分に着色による凹凸が生じないデザインである。

・配置

単路部は10m間隔、交差点部は視認性に配慮し2m間隔に配置する。

・大きさ

自転車1台分の通行幅として1.0mを標準幅とした。



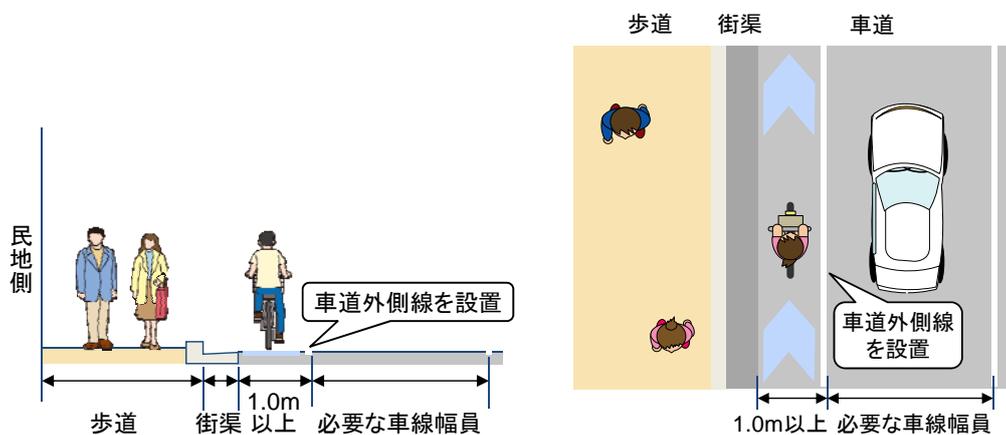
整備事例（堺市）

(6) 歩道のある道路の車道混在における外側線の設置

歩道のある道路の車道混在において、自転車通行空間の幅員が、必要な車線幅員を確保したうえで街渠を除き 1.0m 以上確保できる場合は、車道外側線を設置する。

【ガイドラインの記載内容（PⅡ-5）】

矢羽根型路面表示は、車道における自転車通行位置を自転車利用者とドライバーの双方に示し、自転車通行空間を実質的に確保するため、歩道のある道路においては、矢羽根型路面表示の右端が路肩端から 1.0m 以上の位置となるように設置するものとする。なお、矢羽根型路面表示で示す自転車通行空間としての舗装部分の幅員は、側溝の蓋部分を除いて 1.0m 以上確保することが望ましい。



(7) 矢羽根型路面表示の夜間視認性向上策の参考事例

矢羽根型路面表示の夜間視認性向上策について、参考図を以下に示す。

【ガイドラインの記載内容（PⅡ-8）】

夜間の視認性を向上させる必要がある場合には、矢羽根型路面表示の縁に白線を設置する等の対応をとるものとする。

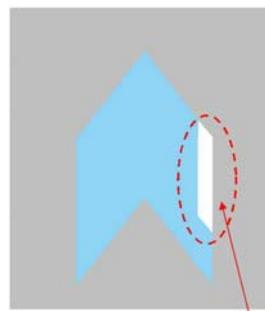
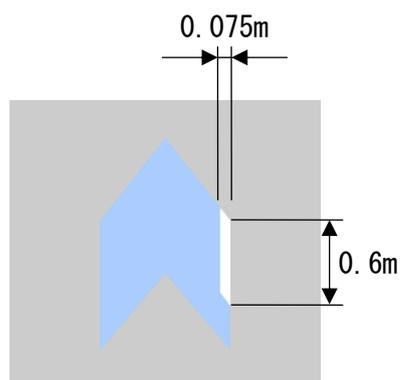


図 矢羽根型路面表示の夜間視認性向上策の例

縁に「白線(高輝度タイプが望ましい)」を設置

【参考図】



(8) バス停部における注意喚起の路面表示の形状

バス停部における注意喚起に用いるピクトグラムは、図示のとおりとする。

【ガイドラインの記載内容（PⅡ-26）

○自転車道

バス交通が多くない路線では、自転車とバス乗降客の交錯を防止するため、区画線「歩行者横断指導線（104）」や看板又は路面表示等により自転車にバス乗降客の横断について注意喚起を行った上で、前後の区間と同様に自転車道を直線的に連続させるものとする。

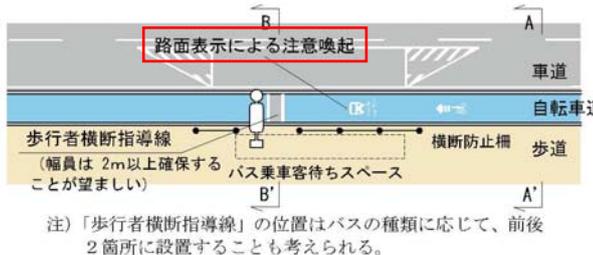


図 自転車道にバス停留所を設置する例（バス交通が多くない路線）

【ガイドラインの記載内容（PⅡ-28）

○自転車専用通行帯

自転車とバスの交錯の防止を図るため、バス停の存在を明確化し、停止を促すよう、路面表示等により自転車利用者に注意喚起を行うものとする。

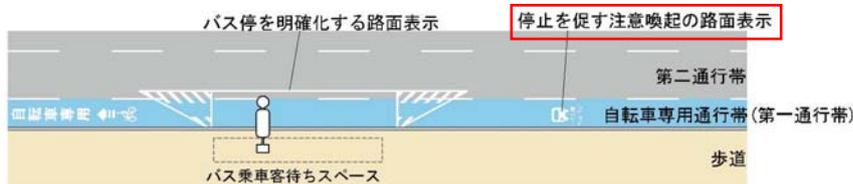
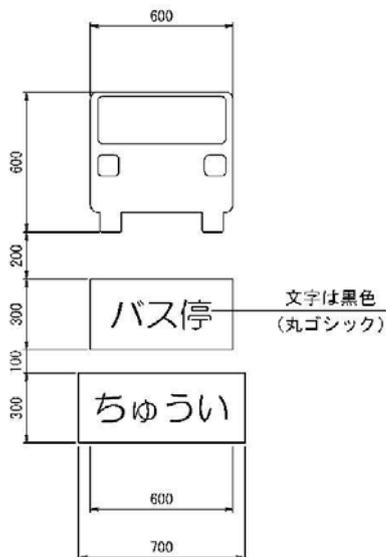


図 ストレート型バス停を設置する例



堺市

(9) 府下標準仕様を設けない路面表示の参考事例

府下標準仕様を設けない要素に関しては、各々が必要とされる場合に適切な位置での設置を検討することとする。これらに関しては、府下標準仕様の表示類や他の法定標識類との混同、誤認がなされないデザインなどに留意するとともに、設置に当たってはこれらの要素の視認性を阻害したり誤認を発生しないように十分留意する必要がある。

以下に、これらの要素の例を挙げる。

①逆走防止表示または看板

双方向通行の自転車道以外の自転車通行空間で、出口側から逆に進入してくる危険性がある個所などでの設置が考えられる。

②歩行者の通行空間を示すピクト表示（歩行者マーク）

自転車通行空間を整備する場合において、特に歩道内への自転車の進入を防止する必要性が高い場合などでの設置が考えられる。

③その他の注意喚起表示

上記以外で自転車通行及びこれに関係する車両、歩行者に対して向けられる注意喚起表示については、必要のある個所において設置する。

【解説】

共通要素以外のその他要素は、各自治体で必要のある場合に独自のデザインにより設置が可能である。これらに関しては、主に地域や路線の特殊な事情によって必要性が生まれるものであり、設置を妨げるものではないが、デザインや設置に当たっては共通要素の視認性や誤認を生まないよう留意することとした。

【参考整備事例】

●逆走防止表示



松山市内

●逆走防止看板



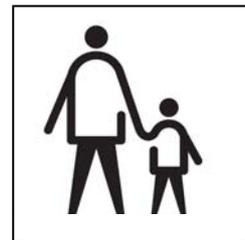
大阪市内



●歩行者マーク



大阪市内



堺市内